

令和 5 年 3 月 9 日
厚生労働省労働基準局補償課

令和3年度「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」
等の訂正について

標記について、下記のとおり誤りがありました。
利用者の方々にはご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

記

【訂正箇所】

- 1 石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表(別紙1)
令和4年12月公表分
- 2 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ(確定値)
(別紙2)
令和4年12月公表分

【連絡先】

労働基準局補償課
職業病認定対策室
職業病認定業務第二係
03-5253-1111 (内線 5571)

報道関係者 各位

令和4年12月14日

【照会先】

労働基準局 補償課 職業病認定対策室

室長 児屋野 文男

室長補佐 本間 健司

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5205、5571)

(直通電話) 03(3502)6750

「令和3年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表します

～公表事業場数 **967 966**事業場、うち新規は 715 事業場～

厚生労働省では、このたび、令和3年度に石綿ばく露作業による労災認定などを受けた労働者^{※1}が所属していた事業場の名称、所在地、作業状況などの情報^{※2}を取りまとめましたので、公表します（名称などの詳細は添付資料1参照）。

この公表は、以下の3点を目的に行うものです。

- (1) 公表事業場で過去に就労していた労働者の方々に対して、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意を喚起する。
- (2) 公表事業場の周辺住民の方々が、ご自身の健康状態を改めて確認する契機とする。
- (3) 関係省庁、地方公共団体などが石綿健康被害対策に取り組む際の情報を提供する。

今回公表する情報に関する問い合わせや、労災補償制度などの相談については、特別電話相談窓口を設置します(下記参照)。また、都道府県労働局と労働基準監督署^{※3}では、随時相談を受け付けているほか、健康管理手帳制度や労災補償制度についてもご案内しています。

なお、石綿による健康被害に関する相談は、全国の労災病院、産業保健総合支援センター、保健所などの相談窓口で受け付けています（詳細は添付資料3参照）。

【石綿ばく露作業による労災認定等事業場】

967 966事業場（うち新規公表715事業場）

建設業以外の事業場（第1表） **364 363**事業場（うち新規公表 188 事業場）

建設業の事業場（第2表） 603 事業場（うち新規公表 527 事業場）

* 平成17年7月の第1回公表以来、今回の令和3年度分で、延べ **17,001 17,000**事業場を公表しました。

【特別電話相談窓口】

日時 : 12月15日(木)、16日(金) 午前10時～午後5時

電話番号 : 03(3595)3402

※1 石綿救済法(石綿による健康被害の救済に関する法律)に基づく特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者を含む。

※2 公表する情報

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| ①事業場を管轄する都道府県労働局名及び労働基準監督署名 | ⑥石綿取扱い期間 |
| ②事業場名 | ⑦現在の石綿取扱い状況 |
| ③事業場所在地 | ⑧特記事項 |
| ④石綿ばく露作業状況 | ⑨労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数累計 |
| ⑤労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数 | |

※3 都道府県労働局と労働基準監督署の所在地などはウェブサイトをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

■添付資料

- 1 令和3年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表
- 2 (参考) 令和3年度石綿ばく露作業による船員保険の職務上認定等事業場(船舶所有者)一覧表
- 3 健康診断の受診勧奨と健康管理手帳制度・労災補償制度のご案内

令和3年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表

1 公表の趣旨

厚生労働省においては、平成17年7月以降、これまで19回^{*}にわたって石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表を公表しました。

今回の公表についても、これまでの公表と同様に、

- ① 公表事業場で過去に就労していた労働者の方々に対して、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意を喚起する
- ② 公表事業場の周辺住民の方々、ご自身の健康状態を改めて確認する契機とする
- ③ 関係省庁、地方公共団体等が石綿健康被害対策に取り組む際の情報を提供する

という観点から、令和3年度に労災認定等を受けた労働者が所属していた事業場の名称、所在地等の情報を公表するものです。

※これまでの公表：平成17年7月、8月、平成20年3月、6月、10月、12月、平成21年12月、平成22年11月、平成23年11月、平成24年11月、平成25年12月、平成26年12月、平成27年12月、平成28年12月、平成29年12月、平成30年12月、令和元年12月、令和2年12月、令和3年12月

2 公表事業場数（5ページ参照）

~~967~~ ~~966~~事業場

〔	建設業以外の事業場の一覧表（第1表）	364 363	〕 事業場
	建設業の事業場の一覧表（第2表）	603	
	（参考）令和3年度労災認定等事業場	1,033 1,032	事業場
	うち公表事業場	967 966	事業場
	うち事業場不明	6	事業場
	うち特別加入者（一人親方）	60	事業場

3 公表する情報

- | | |
|------------------------------|-------------------------|
| ① 事業場を管轄する都道府県労働局名及び労働基準監督署名 | ⑥ 石綿取扱い期間 |
| ② 事業場名 | ⑦ 現在の石綿取扱い状況 |
| ③ 事業場所在地 | ⑧ 特記事項 |
| ④ 石綿ばく露作業状況 | ⑨ 労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数累計 |
| ⑤ 労災保険法支給決定件数及び石綿救済法支給決定件数 | |

(注)

- (1) ②の「事業場名」は、労災認定等された被災労働者の方が石綿にばく露した当時の事業場名を記載していますが、現在も名称を変更して存続している事業場については、現在の事業場名を「(現 株〇〇)」という形で併記しています。また、建設業以外の事業場で、当時の事業場は廃止されているものの、現在も法人自体が別の場所で存続している場合には、現在の法人名を「(株〇〇)」という形で併記しています。なお、建設業において、最終ばく露事業場としての建設現場が明らかとなっている場合には、当時の元請事業場の名称を記載しています。
- (2) ③の「事業場所在地」は、原則として支給決定時の事業場の所在地を記載していますが、企業倒産、工場閉鎖等により事業場が廃止された場合、又は、移転により支給決定時の事業場所在地が最終ばく露作業当時の所在地と異なる場合には、最終ばく露作業当時の所在地を記載しています。
- (3) ⑤の「労災保険法支給決定件数」にある「うち死亡」は、被災労働者が支給決定時点において既に亡くなられていたものの件数を内数で記載しています。
- (4) ⑦の「現在の石綿取扱い状況」にある「その他」とは、i) 事業設備に保温材、パッキン、機械等に組み込まれた石綿含有部品があり、将来、交換、修理が必要となったときに取り扱うことがある場合、ii) 修繕する船舶によっては石綿が使用されていることがある場合、iii) 事業場では取扱いはないが、出張先で石綿含有部品を取り扱う可能性がある場合などです。
- (5) ⑧の「特記事項」は、当該事業場又は労災認定等された被災労働者の方の石綿ばく露の状況等について、より正確に理解いただくため、公表事業場の御意見等に基づき記載しています。
- (6) ⑨の「(備考) 労災保険法支給決定件数累計、石綿救済法支給決定件数累計」は、労災保険法に基づく保険給付の支

給決定件数と石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給決定件数の令和3年度までの累計を記載しています。なお、「うち死亡」は、被災労働者が支給決定時点において既に亡くなられていたものの累計件数を内数で記載しています。

- (7) 建設業については、事業場の所在地と異なる建設現場における作業であり、事業場の所在地においては石綿ばく露のおそれがないこと、及び建設現場での作業は継続するものではなく、限られた期間で、かつ、転々とすることから、⑥の「事業場における石綿取扱い期間」及び⑦の「現在の石綿取扱い状況」については除外しています。

4 公表事業場に関する留意事項

- (1) 肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患は30年から50年もの潜伏期間の後に発症することから、最後に石綿ばく露作業に従事した事業場において労災認定等を行っています。したがって、石綿ばく露作業による労災認定等事業場として公表する事業場は、労災認定等された被災労働者の最終石綿ばく露事業場ですので、必ずしも公表した事業場における石綿ばく露が原因となって石綿関連疾患に罹患したとは限りません。
- (2) 今回公表する事業場の中には、石綿の取扱いがごくわずかである事業場や出張作業現場における間接的なばく露である事業場を含んでいます。このような事業場であっても、労災認定等された被災労働者の最終石綿ばく露事業場であれば、事業場公表の対象としています。
- (3) 公表事業場のうち、製造業の事業場は、通常、石綿ばく露作業場所と同一です。ただし、その事業場が、船舶製造又は修理業、窯業又は土石製品製造業等の構内下請け事業場である場合、又は出張作業において石綿にばく露している場合は、通常、その事業場の事務所の所在地と実際に石綿ばく露作業を行った場所とが異なり、公表事業場の事務所の所在地においては石綿ばく露作業が行われていません。
- (4) 建設業の事業場の場合（第2表）には、通常、事業場の事務所の所在地と異なる場所（現場）で石綿ばく露作業が行われているため、公表事業場の事務所の所在地は、石綿の飛散のおそれがない場所です。
- (5) 建設労働者の多くは、事業場を転々としながら多数の建設現場で就労する中で石綿ばく露作業に従事しており、最後に石綿ばく露作業に従事した現場を持つ事業場において労災認定等を行っています。このため、建設業の事業場については、実際の現場での石綿ばく露はわずかであったにもかかわらず、最終石綿ばく露事業場として公表しているものがあります。

5 集計結果

令和3年度の労災認定等事業場の業種別事業場数並びに労災認定件数及び石綿救済法に基づく特別遺族給付金支給決定件数は、「業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数（全認定件数）」（7ページ）のとおりです。

業種別に労災認定等された事業場数をみると、建設業が667事業場で全体の64.6%と最も多く、次いで製造業が280 ~~279~~事業場で全体の27.1 ~~27.0~~%となっており、両業種で全体の91.7%を占めています。

製造業の内訳をみると、船舶製造又は修理業、輸送用機械器具製造業、金属製品製造業又は金属加工業の事業場数が多く、これら3業種で製造業全体の43.2 ~~43.4~~%を占めています。

労災認定等事業場数と認定件数の内訳表

種類	事業場数	認定件数 注1																	
		労災保険法(令和3年度)												特別遺族給付金(令和3年度)注2		労災保険法 特別遺族 給付金 計			
		労災 保険法 計	うち 死亡	肺がん	うち 死亡	中皮腫	うち 死亡	石綿肺	うち 死亡	良性 石綿胸水	うち 死亡	びまん性 胸膜肥厚	うち 死亡	特別遺族 給付金 計	肺がん		中皮腫		
事業場名等の 公表事業場	第1表	364 363	419 418	168 167	136	48	229 228	97 96	23	11	11	4	20	8	11	4	7	430 429	
	第2表	603	592	208	180	62	328	122	37	12	9	2	38	10	19	8	11	611	
	小計	967 966	1,011 1,010	376 375	316	110	557 556	219 218	60	23	20	6	58	18	30	12	18	1,041 1,040	
	事業場 不明	6	6	4	2	1	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	特別加入 (一人親方)	60	59	17	30	8	18	6	4	2	2	0	5	1	1	1	0	0	60
	小計	66	65	21	32	9	22	9	4	2	2	0	5	1	1	1	0	0	66
	合計	1,033 1,032	1,076 1,075	397 396	348	119	579 578	228 227	64	25	22	6	63	19	31	13	18	1,107 1,106	

注1 認定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

注2 石綿救済法に基づく特別遺族給付金(令和3年度)のうち石綿肺・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚に係る認定は0件だったため、本表では省略している。

都道府県別公表事業場数

局名	公表事業場数		公表事業場にか かかる 認定件数 ^{注1}	労災保険法(令和3年度)												特別遺族給付金 ^{注2} (令和3年度)	
	第1表	第2表		うち 死亡	肺がん		中皮腫		石綿肺		良性石綿胸水		びまん性 胸膜肥厚		肺がん	中皮腫	
					うち 死亡												
北海道	89	20	69	90	26	23	9	54	14	7	1	2		3	1	1	
青森	7	2	5	7	3	3	2	2	1	2							
岩手	9	3	6	9	6	2	1	4	2	1	1			1	1		1
宮城	17	4	13	18	7	9	2	7	5			2					
秋田	4	2	2	4	3	2	2	1	1					1			
山形	2	1	1	2	1			2	1								
福島	11	2	9	11	4	3	1	6	3					2			
茨城	16	8	8	17	8	4	2	8	4					5	2		
栃木	10	4	6	12	7	4	1	4	4	4	2						
群馬	4	3	1	4	2	2	2	2	2								
埼玉	32	31	9	23	32	31	16	15	12	6	17	16	10	2			
千葉	26	15	11	27	15	11	3	15	11	1	1						
東京	157	33	124	161	61	41	12	79	30	17	6	1		18	8	2	3
神奈川	68	29	39	76	37	26	13	39	17	5	4	2	1	3	1	1	
新潟	13	5	8	13	3	5	1	8	2								
富山	11	5	6	11	6	4	3	5	2			1	1	1			
石川	9		9	9	2	2		5	1					2	1		
福井	6	1	5	6	2	3	1	1						1			1
山梨	4	1	3	4	1	1		2									1
長野	6	3	3	6	5	2	2	3	2	1	1						
岐阜	14	6	8	14	7	1		10	4								3
静岡	22	9	13	24	8	5	2	15	4	2	1			2	1		
愛知	43	15	28	45	13	10	2	28	8	1				3		2	1
三重	7	4	3	8	2	1		4	1	1	1	1		1			
滋賀	8	6	2	11	4	3	1	6	2	2	1						
京都	20	4	16	20	10	9	4	10	5			1	1				
大阪	76	37	39	82	37	28	10	47	21			2	2	2	1		3
兵庫	62	37	25	66	23	19	4	41	14			2	1			2	2
奈良	6	4	2	11	5	2	1	3	2	4	2	1		1			
和歌山	6	4	2	8	2	3	1	2	1	2		1					
鳥取	6	2	4	7	3	2	2	3		1							1
島根	1		1	1				1									
岡山	26	14	12	37	6	16	2	12	2			1		7	1	1	
広島	50	22	28	59	21	16	5	38	13			1		2	1	1	1
山口	16	9	7	18	11	3		12	9	1						1	1
徳島	4	2	2	4	2			2	1	2	1						
香川	5	4	1	7	2	3		4	2								
愛媛	10	6	4	11	4	2	1	6	2	2	1	1					
高知	2		2	2				1		1							
福岡	37	12	25	37	12	12	4	22	7			1		1		1	
佐賀	7	3	4	7	4			7	4								
長崎	14	6	8	19	5	10	3	9	2								
熊本	6	3	3	6	3	3	2	3	1								
大分	9	3	6	9	3	5	1	3	2	1							
宮崎	2		2	2				1		1							
鹿児島	5	1	4	5	3	2	1	3	2								
沖縄	2	1	1	2	1	2	1										
計	967	364	603	1,041	406	316	110	557	219	60	23	20	6	58	18	12	18
	966	363		1,040	405			556	218								

注1 認定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

注2 石綿救済法に基づく特別遺族給付金(令和3年度)のうち石綿肺・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚に係る認定は0件だったため、本表では省略している。

業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数(全認定件数)

	事業 場数	認定件数 ^{注1}		労災保険法(令和3年度)											特別遺族給付金 (令和3年度) ^{注3}		
		うち 死亡	小計	肺がん		中皮腫		石綿肺		良性 石綿胸水		びまん性 胸膜肥厚		小計	肺がん	中皮腫	
				うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡						
建設業	667	675	248	655	212	71	348	130	41	14	11	2	43	11	20	9	11
舗装工事	1	1		1				1									
建築事業 (既設建築物設備工事を除く。)	498	505	189	492	153	54	273	101	25	9	7	1	34	11	13	7	6
既設建築物設備工事	113	114	39	108	42	11	44	17	13	5	2		7		6	1	5
機械装置の組立て又は据付けの事業	12	12	3	12	3	1	5	2	2				2				
水力発電施設、ずい道等新設事業																	
道路新設事業																	
鉄道又は軌道新設事業																	
その他の建設事業	43	43	17	42	14	5	25	10	1		2	1			1	1	
鉱業	1	1	1	1				1	1								
金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石 炭鉱業																	
原油又は天然ガス鉱業																	
採石業																	
その他の鉱業	1	1	1	1				1	1								
製造業	280 -279	344 343	141 140	334 333	108	37	184 183	76 75	18	10	8	2	16	6	10	4	6
食料品製造業	2	2	2	2					1	1			1	1			
たばこ等製造業	1	1	1	1				1	1								
繊維工業又は繊維製品製造業	8	12	5	12	4	3	5	2			1		2				
木材又は木製品製造業	5	5	1	5	2	1	1		2								
パルプ又は紙製造業	5	5	3	5	1		3	3	1								
印刷又は製本業																	
化学工業	25 24	27 26	11 10	26 25	11	2	12 11	6 5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ガラス又はセメント製造業	8	12	5	11	4	1	6	3	1						1		1
コンクリート製造業	5	5	1	5	3	1	2										
陶磁器製品製造業	3	3	2	2			2	1							1		1
その他の窯業又は土石製品製造業	21	30	14	30	13	7	9	4	5	3			3				
金属精錬業 (非鉄金属精錬業を除く。)	18	24	10	22	7	3	15	5							2		2
非鉄金属精錬業	4	4		4	2		1		1								
金属材料品製造業 (鑄物業を除く。)	4	4	2	4	1		3	2									
鑄物業	5	6	2	6			3	1			1		2	1			
金属製品製造業又は金属加工業 (洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	27	28	10	27	6	1	21	8							1		1
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業 (めっき業を除く。)																	
めっき業																	
機械器具製造業 (電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業 及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	26	28	11	27	12	2	14	7	1	1				1	1		
電気機械器具製造業	10	10	3	10	2		5		1	1			2	2			
輸送用機械器具製造業 (船舶製造又は修理業を除く。)	42	47	19	46	9	4	35	12	2	2				1	1		
船舶製造又は修理業	52	82	37	80	29	11	43	21			3	1	5	2	2	1	1
計量器、光学機械、時計等製造業 (電気機械器具製造業を除く。)																	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1	1		1			1										
その他の製造業	8	8	2	8	2	1	2		2	1	2						
運輸業	20	20	8	20	5	2	12	4	1		1	1	1	1			
交通運輸事業	2	2	2	2			2	2									
貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	12	12	3	12	4	1	6	1	1				1	1			
港湾貨物取扱事業 (港湾荷役業を除く。)	2	2	2	2			1	1			1	1					
港湾荷役業	4	4	1	4	1	1	3										
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	6	6	1	6	4	1			1		1						
その他の事業	58	60	29	59	19	8	33	17	3	1	1	1	3	1	1		1
農業又は海面漁業以外の漁業																	
清掃、火葬又はと畜の事業	1	1	1	1	1	1											
ビルメンテナンス業	4	4	1	4			2	1	1				1				
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業																	
通信業、放送業、新聞業又は出版業																	
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	23	23	12	22	7	2	12	7	1	1	1	1	1	1	1		1
金融業、保険業又は不動産業																	
その他の各種事業	30	32	15	32	11	5	19	9	1				1	1			
船舶所有者の事業	1	1		1				1									
合計	1,033 1,032	1,107 1,106	428 427	1,076 1,075	348	119	579 578	228 227	64	25	22	6	63	19	31	13	18

注1 認定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

注2 業種については、「日本標準産業分類」を参考として作成された「労災保険適用事業細目」により分類。

注3 石綿救済法に基づく特別遺族給付金(令和3年度)のうち石綿肺・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚に係る認定は0件だったため、本表では省略している。

業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数(今回公表事業場分)

	事業場数	認定件数 ^{注1}		労災保険法(令和3年度)											特別遺族給付金(令和3年度) ^{注3}		
		うち死亡	小計	肺がん		中皮腫		石綿肺		良性石綿胸水		びまん性胸膜肥厚		小計	肺がん	中皮腫	
				うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡						
建設業	603	611	227	592	180	62	328	122	37	12	9	2	38	10	19	8	11
建築工事業	1	1	1	1			1										
建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	439	446	172	434	122	46	256	95	22	8	5	1	29	10	12	6	6
既設建築物設備工事業	111	112	37	106	42	11	43	16	12	4	2		7		6	1	5
機械装置の組立て又は据付けの事業	12	12	3	12	3	1	5	2	2				2				
水力発電施設、ずい道等新設事業																	
道路新設事業																	
鉄道又は軌道新設事業																	
その他の建設事業	40	40	15	39	13	4	23	9	1		2	1			1	1	
鉱業	1	1	1	1			1	1									
金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。) ^{注2} 又は石炭鉱業																	
原油又は天然ガス鉱業																	
採石業																	
その他の鉱業	1	1	1	1			1	1									
製造業	279	343	140	333	108	37	183	75	18	10	8	2	16	6	10	4	6
278	342	139	332				182	74									
食品製造業	2	2	2	2					1	1			1	1			
たばこ等製造業	1	1	1	1			1	1									
繊維工業又は繊維製品製造業	8	12	5	12	4	3	5	2			1		2				
木材又は木製品製造業	5	5	1	5	2	1	1		2								
パルプ又は紙製造業	5	5	3	5	1		3	3	1								
印刷又は製本業																	
化学工業	25	27	11	26	11	2	12	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
24	28	10	25				11	5									
ガラス又はセメント製造業	8	12	5	11	4	1	6	3	1						1		1
コンクリート製造業	5	5	1	5	3	1	2										
陶磁器製品製造業	3	3	2	2			2	1							1		1
その他の窯業又は土石製品製造業	21	30	14	30	13	7	9	4	5	3			3				
金属精錬業	18	24	10	22	7	3	15	5							2		2
(非鉄金属精錬業を除く。)																	
非鉄金属精錬業	4	4		4	2		1		1								
金属材料品製造業 (鋳物業を除く。)	4	4	2	4	1		3	2									
鋳物業	5	6	2	6			3	1			1		2	1			
金属製品製造業又は金属加工業 (洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	26	27	9	26	6	1	20	7							1		1
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業 (めっき業を除く。)																	
めっき業																	
機械器具製造業 (電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	26	28	11	27	12	2	14	7	1	1					1		1
電気機械器具製造業	10	10	3	10	2		5		1	1			2	2			
輸送用機械器具製造業 (船舶製造又は修理業を除く。)	42	47	19	46	9	4	35	12	2	2					1		1
船舶製造又は修理業	52	82	37	80	29	11	43	21			3	1	5	2	2	1	1
計量器、光学機械、時計等製造業 (電気機械器具製造業を除く。)																	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1	1		1			1										
その他の製造業	8	8	2	8	2	1	2		2	1	2						
運輸業	20	20	8	20	5	2	12	4	1		1	1	1	1			
交通運輸事業	2	2	2	2			2	2									
貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	12	12	3	12	4	1	6	1	1				1	1			
港湾貨物取扱事業 (港湾荷役業を除く。)	2	2	2	2			1	1			1	1					
港湾荷役業	4	4	1	4	1	1	3										
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	6	6	1	6	4	1			1		1						
その他の事業	57	59	29	58	19	8	32	17	3	1	1	1	3	1	1		1
農業又は海面漁業以外の漁業																	
清掃、火葬又はと畜の事業	1	1	1	1	1	1											
ビルメンテナンス業	4	4	1	4			2	1	1				1				
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業																	
通信業、放送業、新聞業又は出版業																	
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	23	23	12	22	7	2	12	7	1	1	1	1	1	1	1		1
金融業、保険業又は不動産業																	
その他の各種事業	29	31	15	31	11	5	18	9	1				1	1			
船舶所有者の事業	1	1		1			1										
合計	967	1,041	406	1,011	316	110	557	219	60	23	20	6	58	18	30	12	18
	966	1,040	405	1,010			556	218									

注1 認定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

注2 業種については、「日本標準産業分類」を参考として作成された「労災保険適用事業細目」により分類。

注3 石綿救済法に基づく特別遺族給付金(令和3年度)のうち石綿肺・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚に係る認定は0件だったため、本表では省略している。

石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表等の訂正について

1 令和4年12月14日公表（第1表）

訂正対象事業場：大正製薬(株)大宮工場

※当該事業場の事業場名等を「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表（第1表）」へ追記するもの

番号	局名	署名	事業場名	事業場所在地	石綿ばく露作業状況
52	埼玉	さいたま	大正製薬(株)大宮工場	さいたま市北区吉野町 1-403	タルク等石綿含有物を使用する作業 その他の石綿に関連する作業

令和3年度									
労災保険法支給決定件数									
肺がん	うち死亡	中皮腫	うち死亡	石綿肺	うち死亡	良性石綿胸水	うち死亡	びまん性胸膜肥厚	うち死亡
0	0	1	1	0	0	0	0	0	0

令和3年度			
救済法支給決定件数			
肺がん	中皮腫	石綿肺	びまん性胸膜肥厚
0	0	0	0

石綿取扱い期間	現在の取扱い状況	特記事項

年から	年まで		
昭和 27 年頃	平成 10 年頃	取扱いなし	

(備考)									
労災保険法支給決定件数累計									
肺がん	うち 死亡	中皮腫	うち 死亡	石綿肺	うち 死亡	良性 石綿胸水	うち死亡	びまん性 胸膜肥厚	うち 死亡
0	0	2	1	0	0	0	0	0	0

(備考)			
救済法支給決定件数累計			
肺がん	中皮腫	石綿肺	びまん性胸膜肥厚
0	0	0	0

Press Release

令和 4 年 12 月 14 日

【照会先】

労働基準局 補償課 職業病認定対策室

室 長 児屋野 文男

室長補佐 本間 健司

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5205、5571)

(直通電話) 03(3502)6750

報道関係者 各位

「令和 3 年度 石綿による疾病に関する労災保険給付などの 請求・決定状況まとめ（確定値）」を公表します

厚生労働省は、令和 3 年度の「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況」の確定値を取りまとめましたので、公表します（速報値は今年 6 月 22 日に公表済み）。

「労災保険給付」の令和 3 年度の請求件数は 1,278 件（石綿肺を除く）、支給決定件数は **1,012** ~~1,011~~ 件（同）で、請求件数は昨年度と比べ増加、支給決定件数は昨年度とほぼ同水準となりました。

「特別遺族給付金」の令和 3 年度の請求件数は 545 件で、支給決定件数は 31 件でした。

なお、令和 3 年度までに労災保険給付などに関する支給決定を受けた労働者の死亡年別の統計資料（資料 1～5）も取りまとめましたので、併せて公表します。資料 4 と 5 は、船員保険関係のものです。

1 「労災保険給付」の請求・支給決定状況【別添表1-1、表1-2、表2、表5、図1、図3-1】

石綿による疾病^{※1}で、療養や休業を必要とする労働者や死亡した労働者のご遺族は、疾病発症が仕事によるものと認められた場合、「労働者災害補償保険法」に基づく給付の対象となります。

(1) 肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚^{※2}

請求件数 1,278件（前年度比 193件、 17.8%増）

支給決定件数 **1,012** ~~1,011~~件（同 **4** ~~5~~件、 **0.4** ~~0.5~~%減）

(2) 石綿肺（(1)の件数には含まれない）^{※3、4}

支給決定件数 64件（同 20件、 45.5%増）

2 「特別遺族給付金」の請求・支給決定状況^{※5}【別添表3、表4、表5、図2、図3-2】

石綿による疾病で死亡した労働者のご遺族で、時効(5年)によって労災保険の遺族補償給付を受ける権利が消滅した人については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、疾病発症が仕事によるものと認められた場合、「特別遺族給付金」が支給される仕組みとなっています。

請求件数 545件（前年度比 505件、1262.5%増）

支給決定件数 31件（同 11件、 55.0%増）

※1 肺がん、中皮腫、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚。

※2 速報値と比較して、請求件数の合計は4件増加。支給決定件数の合計は**1件増加変動なし**。

※3 「石綿肺」はじん肺の一種であり、じん肺として労災認定された事案のうち、石綿肺と判断したものを抽出し、別途集計している。

※4 速報値と比較して、支給決定件数は変動なし。

※5 速報値と比較して、特別遺族給付金の請求件数及び支給決定件数の合計は共に1件減少。

「令和3年度 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ(確定値)」の
表1・表2・表5・図1・図3-1・資料1・資料3の一部訂正

表1-1 労災保険法に基づく保険給付の石綿による疾病別請求・決定状況(過去5年度分)

(件)

区 分		年 度				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
肺がん	請求件数	443	417	443	408	527
	決定件数	387	437	420	385	403
	うち支給決定件数 (認定率)	335 (86.6%)	376 (86.0%)	375 (89.3%)	340 (88.3%)	348 (86.4%)
中皮腫	請求件数	571	649	677	615	658
	決定件数	584	565	662	633	601 600
	うち支給決定件数 (認定率)	564 (96.6%)	534 (94.5%)	641 (96.8%)	607 (95.9%)	579 578 (96.3%)
良性石綿胸水	請求件数	25	35	28	20	33
	決定件数	40	37	29	22	24
	うち支給決定件数 (認定率)	39 (97.5%)	34 (91.9%)	27 (93.1%)	22 (100%)	22 (91.7%)
びまん性 胸膜肥厚	請求件数	46	68	56	42	60
	決定件数	55	58	61	56	72
	うち支給決定件数 (認定率)	49 (89.1%)	53 (91.4%)	50 (82.0%)	47 (83.9%)	63 (87.5%)
計	請求件数	1,085	1,169	1,204	1,085	1,278
	決定件数	1,066	1,097	1,172	1,096	1,100 1,099
	うち支給決定件数 (認定率)	987 (92.6%)	997 (90.9%)	1,093 (93.3%)	1,016 (92.7%)	1,012 1,011 (92.0%)

表1-2 石綿肺の支給決定件数

(件)

区 分		年 度				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
石綿肺	支給決定件数	52	60	52	44	64

注1 決定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

注2 「石綿肺」はじん肺の一種であり、じん肺として労災認定された事案のうち、石綿肺と判断したものを抽出し、集計したものである。

表2 都道府県別の請求・支給決定状況(労災保険法に基づく保険給付・令和3年度)

(件)

局名	請求件数	支給決定件数	内訳								石綿肺 支給決定件数
			肺がん		中皮腫		良性石綿胸水		びまん性胸膜肥厚		
			請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	
北海道	100	83	31	23	63	55	1	2	5	3	7
青森	5	5	3	3	2	2					2
岩手	7	7	4	2	3	4				1	1
宮城	20	18	8	9	7	7	5	2			
秋田	5	4	3	2	1	1			1	1	
山形	2	2			2	2					
福島	11	11	5	3	5	6			1	2	
茨城	19	17	6	4	11	8			2	5	
栃木	9	9	5	5	3	4	1				4
群馬	5	4	2	2	3	2					
埼玉	47	35	25	14	19	19	1		2	2	1
千葉	32	28	17	12	13	16	2				1
東京	164	151	70	45	81	86	3	1	10	19	20
神奈川	89	75	36	29	45	39	3	3	5	4	5
新潟	14	13	5	5	9	8					
富山	13	11	8	4	2	5	2	1	1	1	
石川	9	9	2	2	7	5				2	
福井	10	7	4	3	5	2			1	2	1
山梨	4	4	1	1	3	3					
長野	15	5	6	2	9	3					1
岐阜	9	11	1	1	7	10			1		
静岡	31	26	10	7	18	16	1		2	3	2
愛知	59	44	26	12	31	29			2	3	1
三重	13	9	7	3	5	4		1	1	1	1
滋賀	10	9	2	3	8	6					2
京都	20	22	11	10	8	10		1	1	1	
大阪	139	83	57	30	75	49	2	2	5	2	
兵庫	95	65	34	22	55	41	3	2	3		
奈良	12	8	4	2	5	4	1	1	2	1	4
和歌山	4	6	3	3	1	2		1			2
鳥取	6	5	3	2	3	3					1
島根	4	2	2	1	2	1					
岡山	37	41	17	20	12	12	2	2	6	7	
広島	70	58	20	16	43	39	3	1	4	2	
山口	16	15	7	3	9	12					1
徳島	6	2	1		5	2					2
香川	11	7	7	3	4	4					
愛媛	17	11	6	3	10	7		1	1		2
高知	5	1	2		3	1					1
福岡	59	40	25	15	29	23	3	1	2	1	
佐賀	5	7			5	7					
長崎	39	19	27	10	12	9					
熊本	6	6	3	3	2	3			1		
大分	9	8	4	5	5	3					1
宮崎	5	1	3		2	1					1
鹿児島	5	6	1	2	3	4			1		
沖縄	6	2	3	2	3						
計	1,278	1,012	527	348	658	579	33	22	60	63	64

注 決定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

表5 業種別の支給決定状況(令和3年度)

(件)

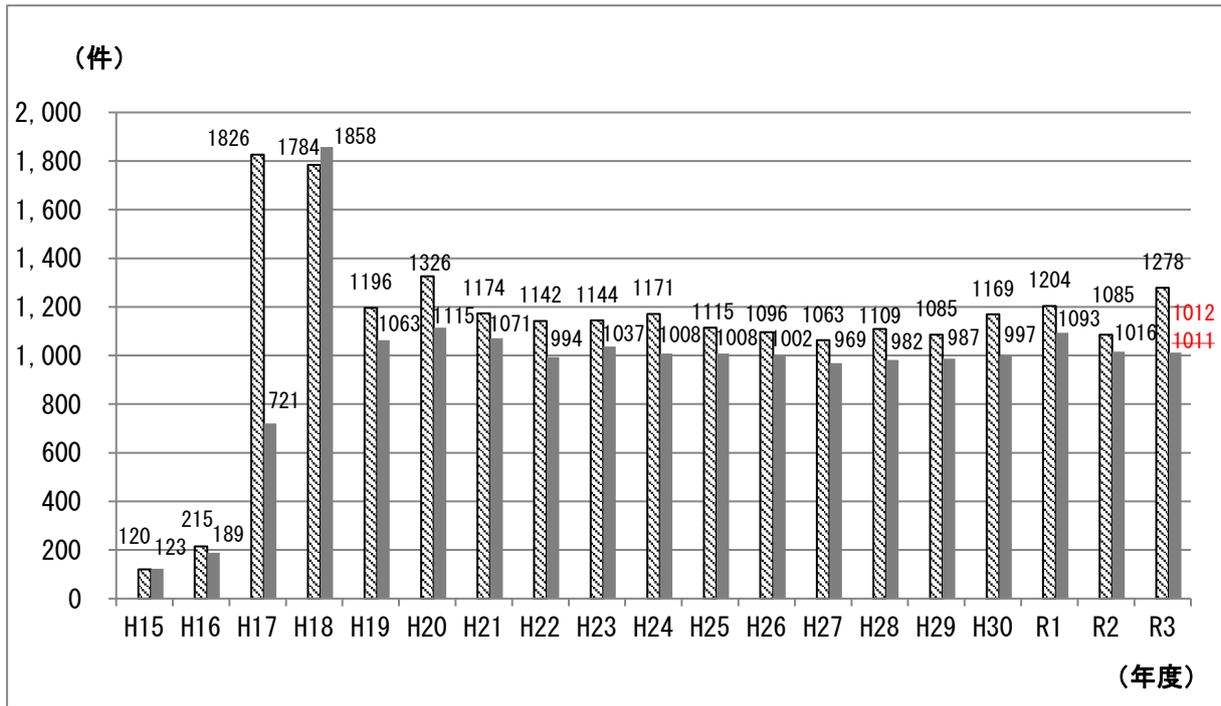
	労災保険法					特別遺族給付金 ^{注3}		業種合計
	(内訳)					(内訳)		
	肺がん	中皮腫	石綿肺	良性石綿胸水	びまん性胸膜肥厚	肺がん	中皮腫	
建設業	213	351	41	11	43	9	12	680
舗装工事業		1						1
建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	158	270	24	7	31	7	8	505
既設建築物設備工事業	37	52	13	2	10	1	4	119
機械装置の組立て又は据付けの事業	4	6	2		2			14
水力発電施設、ずい道等新設事業								
道路新設事業								
鉄道又は軌道新設事業								
その他の建設事業	14	22	2	2		1		41
鉱業		1						1
金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。) ^{注3} 又は石炭鉱業								
原油又は天然ガス鉱業								
採石業		1						1
その他の鉱業								
製造業	108	180 179	18	8	16	4	6	340 339
食料品製造業		1	1		1			3
たばこ等製造業								
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4		1	2			11
木材又は木製品製造業	2	1	2					5
パルプ又は紙製造業	1	3	1					5
印刷又は製本業								
化学工業	12	12 11	1	1	1	1		28 27
ガラス又はセメント製造業	4	6	1				1	12
コンクリート製造業	3	2						5
陶磁器製品製造業		1					1	2
その他の窯業又は土石製品製造業	11	9	5		3			28
金属精錬業 (非鉄金属精錬業を除く。)	7	13			2		1	23
非鉄金属精錬業	2	2	1					5
金属材料品製造業 (鋳物業を除く。)		4						4
鋳物業		3		1		1		5
金属製品製造業又は金属加工業 (洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	8	19					2	29
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業 (めっき業を除く。)								
めっき業								
機械器具製造業 (電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	9	15	1					25
電気機械器具製造業	3	4	1		2			10
輸送用機械器具製造業 (船舶製造又は修理業を除く。)	10	34	2			1		47
船舶製造又は修理業	30	44			3	5	1	84
計量器、光学機械、時計等製造業 (電気機械器具製造業を除く。)								
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業								
その他の製造業	2	3	2	2				9
運輸業	5	12	1	1	1			20
交通運輸事業		2						2
貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	4	6	1			1		12
港湾貨物取扱事業 (港湾荷役業を除く。)		1		1				2
港湾荷役業	1	3						4
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	4		1	1				6
その他の事業	18	34	3	1	3			59
農業又は海面漁業以外の漁業								
清掃、火葬又はと畜の事業	1							1
ビルメンテナンス業		2	1		1			4
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業								
通信業、放送業、新聞業又は出版業								
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	6	12	1	1	1			21
金融業、保険業又は不動産業								
その他の各種事業	11	20	1		1			33
船舶所有者の事業		1						1
合計	348	579 578	64	22	63	13	18	1,107 1,106

注1 決定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

注2 業種については、「日本標準産業分類」を参考として作成された「労災保険適用事業細目」により分類。

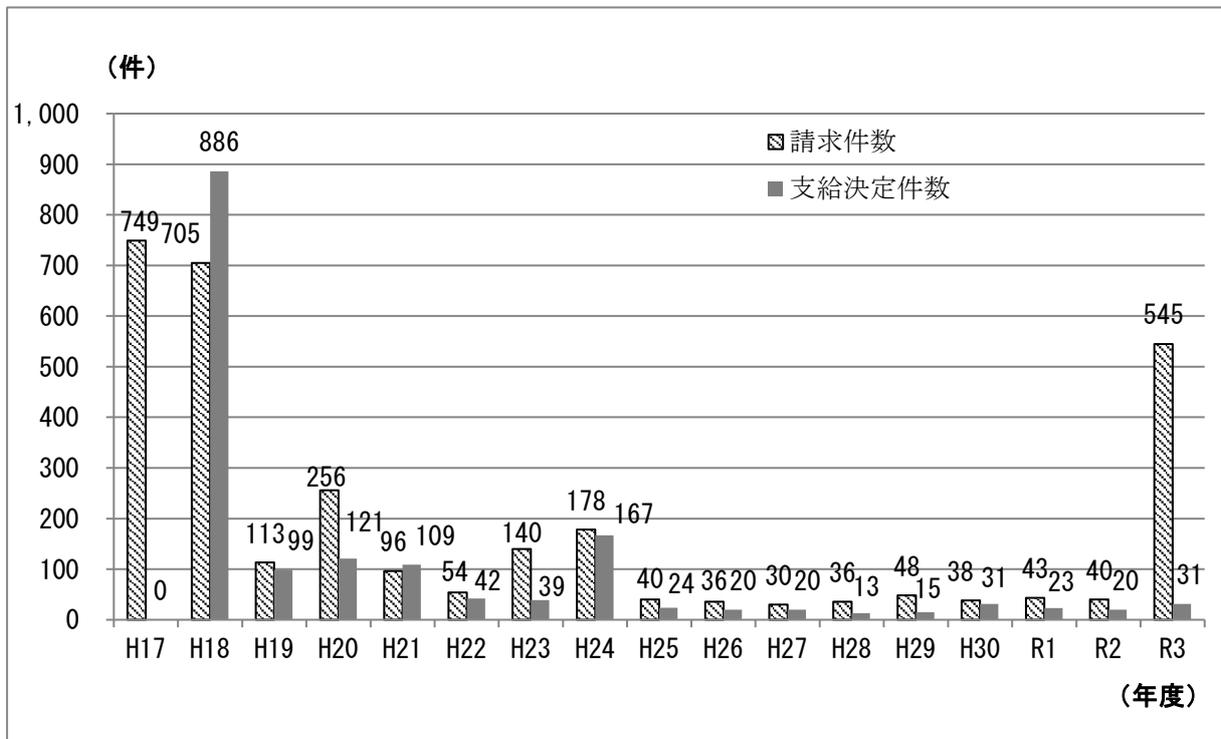
注3 石綿救済法に基づく特別遺族給付金(令和3年度)のうち、石綿肺・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚に係る支給決定は0件だったため、本表では省略している。

図1 労災保険法に基づく保険給付の請求・支給決定状況



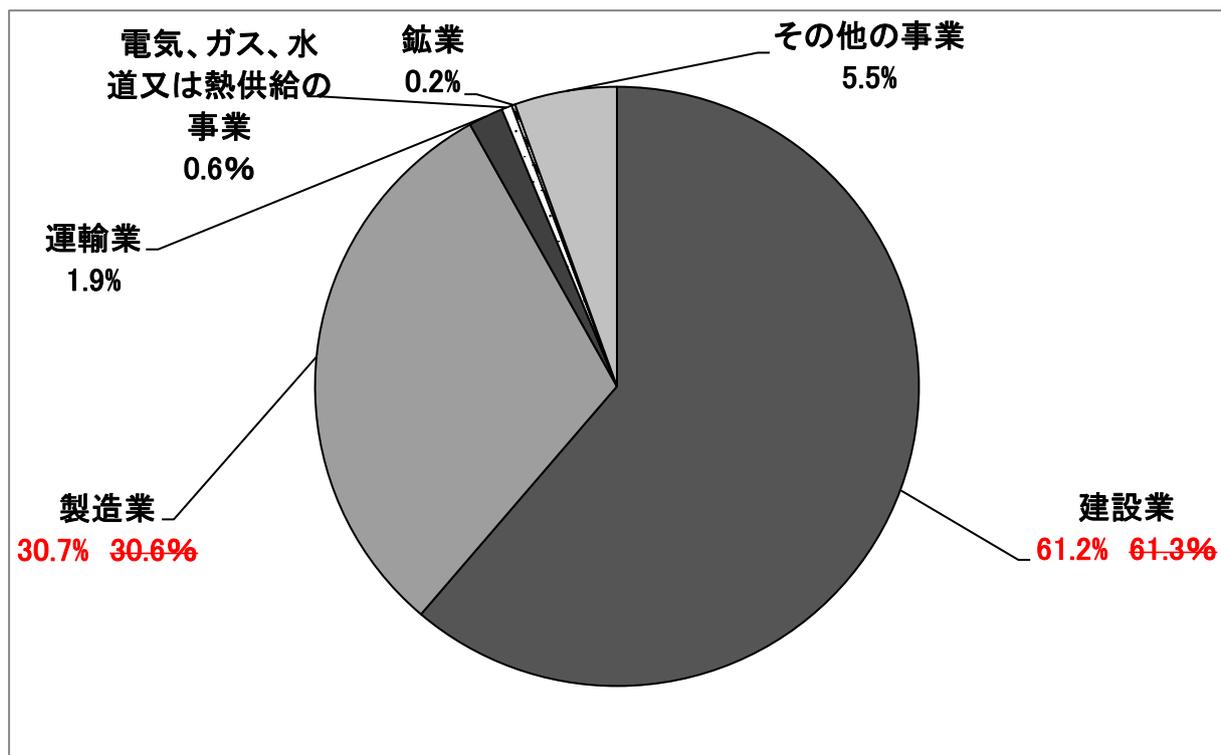
注 請求件数と比較するため、本グラフの支給決定件数には石綿肺によるものを含めていない。

図2 石綿救済法に基づく特別遺族給付金の請求・支給決定状況



注 平成17年度の請求件数は石綿救済法施行の平成18年3月27日から同月末日までの件数。

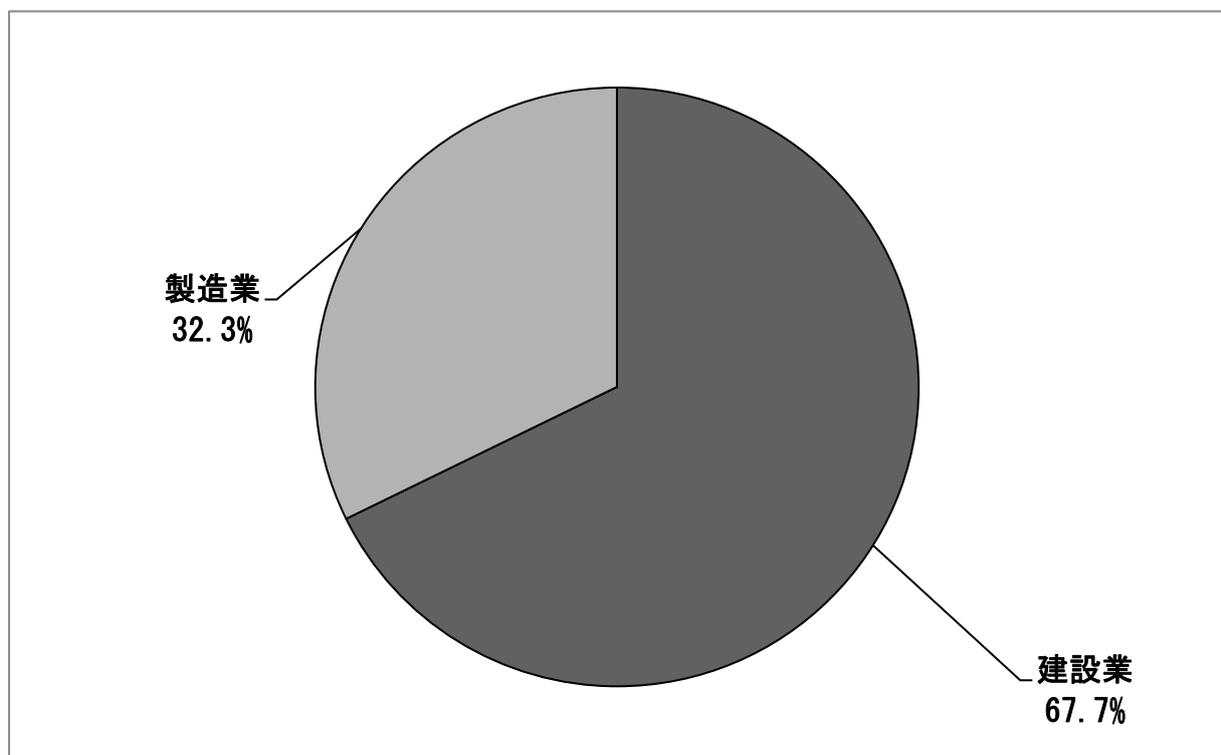
図3-1 業種別の支給決定状況（令和3年度・労災保険法に基づく保険給付）



注1 本グラフの支給決定状況の算出に当たっては石綿肺によるものを含めている。

注2 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない。

図3-2 業種別の支給決定状況（令和3年度・石綿救済法に基づく特別遺族給付金）



石綿による肺がん・中皮腫・石綿肺・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚の遺族補償給付に係る労働者の
性別・疾病別・死亡年別一覧(令和3年度^{注1})

(件)

死亡年	肺がん			中皮腫			石綿肺			良性石綿胸水			びまん性胸膜肥厚			合計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
平成15年 (2003年)																		
平成16年 (2004年)																		
平成17年 (2005年)																		
平成18年 (2006年)																		
平成19年 (2007年)																		
平成20年 (2008年)																		
平成21年 (2009年)																		
平成22年 (2010年)																		
平成23年 (2011年)																		
平成24年 (2012年)																		
平成25年 (2013年)																		
平成26年 (2014年)																		
平成27年 (2015年)				1	1		1	1								2	2	
平成28年 (2016年)	5	5		5	5								1	1		11	11	
平成29年 (2017年)	11	11		5	5		1	1								17	17	
平成30年 (2018年)	4	4		5	5								1	1		10	10	
令和元年 (2019年)	11	10	1	16	16		3	3					3	3		33	32	1
令和2年 (2020年)	62	61	1	116 115	115 114	1	14	14					12	12		204 203	202 201	2
令和3年 (2021年)	161	159	2	405	396	9	27	26	1	2	2		20	20		615	603	12
令和4年 (2022年)	10	10		7	7		1	1								18	18	
合計	264	260	4	560 559	550 549	10	47	46	1	2	2		37	37		910 909	895 894	15

注1 令和3年度に遺族補償給付に係る支給決定を受けた者を計上。

注2 空欄は該当者がいないことを示す。

石綿による肺がん・中皮腫・石綿肺・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚の遺族補償給付及び特別遺族給付金に係る労働者の性別・疾病別・死亡年別一覧(令和3年度以前支給決定分^{注1})

(件)

死亡年	肺がん			中皮腫			石綿肺			良性石綿胸水			びまん性胸膜肥厚			合計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
昭和38年(1963年)	1	1														1	1	
昭和39年(1964年)																		
昭和40年(1965年)																		
昭和41年(1966年)	1	1														1	1	
昭和42年(1967年)																		
昭和43年(1968年)																		
昭和44年(1969年)	1	1														1	1	
昭和45年(1970年)																		
昭和46年(1971年)	1	1														1	1	
昭和47年(1972年)	1	1														1	1	
昭和48年(1973年)				1	1		1	1								2	2	
昭和49年(1974年)	2	2		1	1		1	1								4	4	
昭和50年(1975年)				1		1	1	1								2	1	1
昭和51年(1976年)	2	2					1		1							3	2	1
昭和52年(1977年)	3	3														3	3	
昭和53年(1978年)				1	1											1	1	
昭和54年(1979年)	3	3		3	3											6	6	
昭和55年(1980年)	4	4		3	3											7	7	
昭和56年(1981年)	6	5	1	3	3		1	1								10	9	1
昭和57年(1982年)	5	5		4	4		1	1								10	10	
昭和58年(1983年)	8	8		3	2	1										11	10	1
昭和59年(1984年)	4	4		6	6											10	10	
昭和60年(1985年)	12	12		6	5	1										18	17	1
昭和61年(1986年)	15	15		9	9											24	24	
昭和62年(1987年)	12	12		10	10		1	1								23	23	
昭和63年(1988年)	13	13		16	16		1	1								30	30	
平成元年(1989年)	17	16	1	10	10		1	1								28	27	1
平成2年(1990年)	23	23		13	13		2	2								38	38	
平成3年(1991年)	13	12	1	26	23	3	2	2								41	37	4
平成4年(1992年)	31	31		39	36	3	8	7	1							78	74	4
平成5年(1993年)	35	34	1	45	42	3	6	5	1							86	81	5
平成6年(1994年)	33	33		55	54	1	4	4								92	91	1
平成7年(1995年)	28	28		72	65	7	4	3	1							104	96	8
平成8年(1996年)	35	33	2	96	92	4	5	5								136	130	6
平成9年(1997年)	53	49	4	97	94	3	4	3	1							154	146	8
平成10年(1998年)	69	65	4	125	121	4	5	5								199	191	8
平成11年(1999年)	71	66	5	142	137	5	8	6	2							221	209	12
平成12年(2000年)	67	65	2	180	171	9	7	6	1							254	242	12
平成13年(2001年)	96	92	4	175	171	4	2	2				2	2			275	267	8
平成14年(2002年)	123	120	3	171	164	7	3	3								297	287	10
平成15年(2003年)	118	115	3	268	257	11	4	3	1							390	375	15
平成16年(2004年)	179	172	7	264	251	13										443	423	20
平成17年(2005年)	193	187	6	329	322	7	1	1				2	2			525	512	13
平成18年(2006年)	292	285	7	409	389	20	2	2								703	676	27
平成19年(2007年)	273	271	2	420	404	16	2	1	1			1		1		696	676	20
平成20年(2008年)	305	304	1	434	419	15	1	1				4	4			744	728	16
平成21年(2009年)	254	249	5	322	310	12	8	7	1	1	1	10	10			595	577	18
平成22年(2010年)	282	278	4	474	456	18	3	3		3	3	19	19			781	759	22
平成23年(2011年)	293	289	4	464	446	18	38	34	4	6	6	22	22			823	797	26
平成24年(2012年)	315	313	2	552	533	19	34	32	2	3	3	22	22			926	903	23
平成25年(2013年)	258	257	1	510	493	17	39	39		9	9	26	26			842	824	18
平成26年(2014年)	280	273	7	507	497	10	54	53	1	5	5	22	22			868	850	18
平成27年(2015年)	283	279	4	496	477	19	42	41	1	5	5	39	39			865	841	24
平成28年(2016年)	270	266	4	531	512	19	45	41	4	5	5	26	26			877	850	27
平成29年(2017年)	262	258	4	540	524	16	39	37	2	7	7	31	31			879	857	22
平成30年(2018年)	221	216	5	521	506	15	35	34	1	2	2	37	37			816	795	21
令和元年(2019年)	251	246	5	478	465	13	43	42	1	5	5	35	34	1		812	792	20
令和2年(2020年)	228	222	6	542 544	532 534	10	35	34	1	2	2	31	31			838 837	821 820	17
令和3年(2021年)	168	166	2	423	414	9	28	27	1	2	2	22	21	1		643	630	13
令和4年(2022年)	10	10		7	7		1	1								18	18	
合計	5,523	5,416	107	9,804 9,893	9,471 9,470	333	523	494	29	55	55	351	348	3		16,256 16,266	15,784 16,783	472

注1 令和3年度以前に遺族補償給付又は特別遺族給付金に係る支給決定を受けた者を計上。

注2 空欄は該当者がいないことを示す。

注3 「石綿肺」はじん肺の一種であり、平成22年度までは「石綿肺」単独の集計はしていない。

平成23年度から、じん肺として労災認定された事案のうち、石綿肺と判断したものを抽出し、集計したもの。